

補助対象事業費の算定が適切でなかったため、中小企業経営支援等対策費補助金(商業・サービス競争力強化連携支援事業)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 1680万円

1 補助事業の概要

商業・サービス競争力強化連携支援事業は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることなどを目的として、交付要綱等に基づき、産学官で連携し、異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等に要する経費の一部を補助するものである。

公募要領によれば、補助金の交付対象となるのは、中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(以下「新連携計画」)の認定を受けた者であるとされている。新連携計画については、同法等に基づき、事業の分野を異にする複数の中小企業者により構成される連携体(以下「連携体」)が作成し、経済産業局長の認定を受けることとなっている。また、公募要領によれば、補助対象事業費のうち、外注費及び委託費の算定に当たっては、連携体外部への外注に係る外注費と連携体外部との委託契約に係る委託費とを合わせた額(以下「連携体外部経費」)は、各年度において、補助対象事業費総額の1/2の金額を上限とすることなどとされている。

株式会社元気広場は、A社と連携体を構成し、平成30年10月に新連携計画について関東経済産業局長の認定を受けた上で、AIを活用した最適な介護度改善リハビリプログラムを提供するシステム等の開発を行う事業を令和元、2両年度に実施した。そして2年度について、事業費4763万円(補助対象事業費4396万円)で事業を実施したとする実績報告書を関東経済産業局に提出して、これにより国庫補助金2931万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

上記の実績報告書における補助対象事業費4396万円の内訳については、連携体外部経費が3459万円、それ以外の補助対象事業費が937万円となっており、連携体外部経費が補助対象事業費総額の1/2を上回っていた。それにもかかわらず、事業主体は、交付申請書、変更承認申請書及び実績報告書のいずれにおいても、連携体外部経費を補助対象事業費総額の1/2以下となるよう減額しないまま補助対象事業費を算定していた。また、同局は、これに基づき額の確定等を行い、補助金を交付していた。

したがって、連携体外部経費が補助対象事業費総額の1/2以下となるよう、連携体外部経費を実績報告書における連携体外部経費以外の補助対象事業費と同額の937万円に減額して、適正な補助対象事業費を算定すると1875万円となることから、前記の補助対象事業費4396万円との差額2521万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額1680万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者 〈所在地〉	補助事業	年度	事業費 補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める 補助対象 事業費	不当と認める 国庫補助金 相当額
関東経済 産業局	株式会社元気 広場 〈静岡市〉 (事業主体)	商業・サービス 競争力強化連携 支援	令和 2	円 4763万 (4396万)	円 2931万	円 2521万	円 1680万